

R5 美咲町環境整備事業補助金交付の流れ（家庭用生ごみ処理容器設置事業補助金）

※補助金交付申請は、必ず、事業開始（対象品購入）前にお願ひします。

①補助金交付申請

町民の方で、家庭用生ごみ処理容器購入要望される場合、あらかじめ、交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、購入希望者の名前で役場住民生活課又は各総合支所地域振興課へ申請してください。

○提出書類

申請書・購入を希望する業者からの見積書・設置予定場所の写真※・同意書（滞納調査）



②補助金交付決定

役場では、申請書が提出されたら、内容を審査し、補助金の交付を決定・不決定します。

※変更等が発生する場合

事業内容等に係る事項を変更する場合、美咲町補助金等交付規則第10条に基づき、あらかじめ補助事業等計画変更承認申請書（様式第4号）を提出してください。

事業を中止もしくは廃止する場合、補助事業等中止（廃止）申請書（様式第5号）を提出し、町長の承認を受けてください。



③家庭用生ごみ処理容器購入

申請者は交付決定通知書を受け取ったら、業者に依頼等し、家庭用生ごみ処理容器を購入します。申請者において支払いを済ませ、領収書を受け取ってください。



④実績報告

申請者は、家庭用生ごみ処理容器を購入し、支払いを済ませたら、事業の完了後1箇月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第8号）に必要書類を添えて、購入者の名前で住民生活課又は各総合支所地域振興課へ実績を報告してください。

○提出書類

実績報告書・領収書（写）・写真※（購入後写真で、遠景近景各一部づつ）



⑤補助金交付確定

役場は実績報告書が提出されたら、内容を審査し、交付する補助金の額を確定し、額確定通知書（様式第9号）により通知します。



⑥補助金交付請求

申請者は、額確定通知書を受け取った後、補助金請求書（様式第10号）を役場へ提出してください。その際、補助金の振込先の口座をお知らせください。

○提出書類

請求書・振込先申請書・振込先口座が確認できるもの（通帳の写しなど）



⑦補助金支払い

役場は、補助金請求書が提出されたら、口座振込により補助金を支払います。
注意事項

※補助金対象年度の3月31日までに、必ず事業を完了してください。

※写真等添付書類はメールによるデータ提出も可能です。宛先 juumin@town.okayama-misaki.lg.jp
件名は「環境整備事業補助金の写真（申請者名）」としてください。必ず、送信後に0868-66-1114（住民生活課）まで到達確認連絡をお願いします。